

用語解説（条例の解釈及び運用）

＜土砂の搬出関係＞

・「土砂」（p 1）

土、砂、礫、砂利の集まったものであるが、岩石等が混入されていても全体として土砂とみなすことができる場合には、条例を適用する。

・「土砂の搬出」（p 1）

建設工事の区域の現場や他の場所への搬出を目的とする土砂埋立行為に係る土砂埋立区域（ストックヤード）からそれ以外の区域へ土砂を運び出すことをいう。

従って、建設工事の区域外への土砂の搬出入を伴わない工事現場内での切盛りやストックヤード内での土砂の移動は対象としていない。

・「土砂の搬入」（p 1）

谷地の埋立てや農地等を造成するため、これらの区域へ土砂を運び込む行為やストックヤードへ土砂を運び込む行為のことである。

・「建設工事」（p 3）

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。

掘削、浚渫等の土砂を掘削する工事だけでなく、土木一式、建築一式等の建設業法の別表第一上欄に掲げる工事をいう。従って、砂利、岩石、土の採取についても、土地の掘削が伴うことから建設工事に該当する。

・「元請負人」（p 3）

発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。）から直接建設工事を請け負った者又は請負契約によらないで自ら建設工事を行う者をいう。

発注者が複数の建設業者と契約を結ぶ共同企業体の場合は、共同企業体の構成員全てが元請け人となる。

また、例えば土木工事と建築工事等、工事を分割して発注する場合は、土木工事、建築工事の受注者の両方とも元請人であるが、条例第 4 条が処理計画の作成及び処理計画の届出の義務を課すのは、建設工事に伴って 500 m³ 以上の土砂を当該建設工事の区域以外に搬出しよとする元請人である。

・「請負契約によらないで自ら建設工事を行う者」(p 3)

例えば、建設会社が自社ビルを自ら建設するような場合を想定している。

・「発注者」(p 5)

公共工事、民間工事を問わず建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。

従って、元請負人が受注した工事をさらに下請人に発注した場合には、当該元請負人と下請負人との関係は、発注者と請負人との関係であるが、この条例では発注者とはならない。

・「建設工事の区域」(p 6)

原則として、工事契約の際、発注者と元請負人とで交わした設計図等に示されている施工区域とする。1つの建設工事が複数の元請負人に分割して発注された場合は、各々の工事契約ごとに建設工事の区域が異なることから、500 m³以上の土砂の搬出がある建設工事について、届出をしてもらうことになる。

しかし、一つの工事契約であっても、契約内容からみて、一つの建設工事の区域とみなすことができない場合もあり、一つの建設工事の区域に該当するか否かは、当該建設工事が一体の土地で行われているか否かで判断する。

例えば、一つの工事契約の内容が土砂の掘削とその掘削された土砂を使用して埋立工事を行うものである場合、掘削する土地と埋立を行う土地が隣接しており、そこに土砂を搬出する場合は、一つの建設工事の区域とみなせるが、掘削地と埋立地の距離が離れており、一体の土地と見なせない場合は、一つの建設工事の区域とみなすのではなく、二つの建設工事を一つの契約にしたものであるので、建設工事の区域ごとに処理計画の届出が必要か否かを判断する。

また、一定地域の道路補修工事を年間契約で請け負った場合は、施工箇所ごとに500 m³以上の土砂の搬出があるか否かを判断する。

・「処理計画の提出」(p 6)

1つの工事が分割発注され、同一の元請負人が接した工区を受注した場合、両方の工事を併せて搬出する土砂の数量が500 m³以上となった場合であっても、工事契約は異なることから各々の建設工事から搬出する土砂の搬出量が、それぞれ500 m³未満の場合は処理計画の届出は不要である。また、工事区域が隣接しており、全体では一つの工事とみなせる工事を同一の元請負人が施工する場合であっても、発注者が異なり別の工事契約を行っている場合には、併せて500 m³以上となる場合であっても処理計画の届出は不要である。

しかし、同一の元請負人が請け負った一つの工事の工区を分けて施行する場合は、あくまでも施工計画上の問題であるので、設計段階で発生土の搬出予定量が工事全体で500 m³以上となる場合

は、処理計画書を提出してもらうことになる。この場合において、最初の工期では工事全体の土砂の搬出先が未定である場合には、土砂の搬出を見込んでいる搬出先を記入してもらい、搬出先が決定した時点で、変更届を行うものとする。

採石法又は砂利採取法の認可区域から採取された土砂は、通常、廃土、廃石を含んでいることから、この廃土、廃石を分離しない状態で搬出する場合には、「採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂」として当該処理計画の作成は不要であるが、廃土、廃石を分離して搬出する場合には、当該廃土、廃石については処理計画の作成が必要である。同様に、表土のみを搬出する場合は、処理計画の作成を要するものである。

処理計画は、岩石採取又は砂利採取の認可期間に合わせて作成することとする。

- ・「土量」（p 15）

平均断面法等により積算した土量とする。

土砂搬入車輛の予定台数から土量を換算する場合は、単位重量によるが、例えば一般的な粘性土の場合、単位重量が 1 m^3 あたり 1.8 t であるので 10 t トラックに積載した場合の土量は約 5.5 m^3 となる。